

公益財団法人 日本水泳連盟 学生委員会 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本委員会は公益財団法人日本水泳連盟学生委員会と称する。

第 2 条 (目 的)

本委員会は我国における学生水泳競技を統括し、学生相互の連絡融和を図り、厳正な競技精神を養成して学生水泳競技の向上発展を目的とする。

第 3 条 (本 部)

本委員会の本部は公益財団法人日本水泳連盟（以下、「連盟」という）事務局内に置く。

第 4 条 (加 盟 校)

次に掲げる学校で所定の手続きに従って、本委員会に加盟した学校を加盟校という。

- ① 学校教育法第 1 条に定める大学（大学院および通信教育の学生を除く）および高等専門学校（第 4、5 学年に限る）。
- ② その他、本委員会が前号の学校と同等のものとして特に認めた学校。

第 5 条 (事 業)

本委員会は次の事業を行う。

- ① 日本学生選手権水泳競技大会（以下、「日本学生選手権大会」という）
- ② 全国国公立大学選手権水泳競技大会（以下、「全国国公立大学選手権大会」という）
- ③ その他、本規約第 2 条に掲げる目的を達成するうえで、必要または有益と委員会が認めた事業。

第 2 章 支 部

第 6 条 (支 部)

本委員会に次の地域を統括する支部を置く。

北部支部	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
関東支部	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部支部	長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、新潟県
関西支部	滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県
中国四国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、沖縄県

第 7 条 (支部の業務)

支部は次の業務を行う。

- ① 本規約第 5 章に定める競技者(マネージャー等を含む)登録業務のうち、支部に委任された事項
- ② 地区大会の開催および日本学生選手権大会・全国国公立大学選手権大会への出場校選定
- ③ 第 5 条③に掲げる大会の開催
- ④ その他、委員会より指示された業務

第 8 条 (委員会への報告)

支部はその主催もしくは主管した事業、および競技会について報告書および収支決算書を作成し、年度終了後速やかに本委員会に提出しなければならない。

第 3 章 委 員

第 9 条 (委 員)

本委員会に次の委員を置く。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	若干名
委 員	若干名

第 10 条 (任 期)

委員の改選期は連盟の役員改選に合わせるものとし、任期はそれぞれ次の通りとする。ただし再任は妨げ

ない。

委員長	2年
副委員長	2年
委員	2年

2 委員のうち任期途中で欠けた者のあるときは補欠の委員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員はその任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第 11 条 （委員長および副委員長）

委員長は、連盟会長がこれを委嘱する。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は本委員会を代表して会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときはあらかじめ委員会において定めた順位に従い、副委員長が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

第 12 条 （委員の選出）

委員の選出方法は次の通りとする。

① 支部長の他、支部長が指名した者 1 名。

② 委員長が指名した学識経験者等。

③ 飛込、水球、アーティスティックスイミング（以下 A S とする）、オープンウォータースイミング（以下 OWS とする）より各 1 名。

2 委員は委員会の議決に基づき本委員会の会務を処理する。

第 13 条 （学生代表委員）

（削除）

第 14 条 （改選の報告）

支部は支部選出の委員について、改選後遅滞なく本委員会に通知しなければならない。欠員委員の選出についても同様とする。

第 4 章 会 議

第 15 条 （委員会）

委員会は本委員会の最高の決議機関とし、本規約第 9 条に定める委員をもってこれを構成する。

2 本委員会に諮問機関として、正副委員長および各正副支部長による代表者会議を置く。

第 16 条 （招 集）

定例委員会は毎年 3 回（2 月、6 月、11 月）行うものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は臨時委員会を招集することができる。

2 前項の規定にかかわらず委員の三分の一以上から書面により会議の目的を示して請求があった時は、委員長は請求のあった日から 1 ヶ月以内に委員会を招集しなければならない。

第 17 条 （開 催 地）

定例委員会、およびその他の委員会、代表者会議の開催地は、前回の会議において決定する。ただし、臨時委員会等で予め開催地の取決がないときは委員長がこれを決定する。

第 18 条 （会議通知）

委員長が委員会並びに代表者会議を招集しようとするときは、議題を示して会議の 2 週間前までに委員に通知しなければならない。ただし、同一議題に関し、再度招集するときはこの限りではない。

第 19 条 （定 足 数）

委員会の定足数は、構成員の三分の一以上（次条に定める書面表決および代理人を含む）とする。ただし、定足数を欠き、流会した場合において、同一議題に関し再度招集するときはこの限りではない。

第 20 条 （書面表決および代理人）

委員は、委員会への出席にかえて書面により表決を行い、または所属支部の委員に権限を委任することができる。

第 21 条 （議題の採択）

予め招集通知に示された議題のほかは、審議し議決することができない。ただし、議長が緊急の必要があると認め、かつ出席委員（前条により委任を受けた者を含む）の三分の一以上の同意を得たときはこの限りではない。

第 22 条 （議 決）

本規約において特に定めのある場合のほか、委員会の議事は出席委員（第 20 条に定める書面表決および委任を受けた者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 5 章 登 録

第 23 条 （競技者登録）

競技者として本委員会に登録できる者は、加盟校に在学しかつ連盟競技者資格規定に定める競技者の資格を有する者に限る。

第 24 条 （登 録）

本規約で登録とは、加盟校の申請に基づき別に定める様式に従って競技者名簿に記載されることをいう。

第 25 条 （無登録選手の出場禁止）

加盟校は競技種目の如何にかかわらず、本委員会に登録した競技者以外の者を本委員会が主催もしくは主管する競技会に出場させてはならない。ただし、第 5 条③に該当する競技会を除く。

2 前項に違反した加盟校については、当該年度の学校順位を無効としたうえ、翌年度の終了の日まで本委員会が主催もしくは主管する競技会への出場申込みを認めない。

第 26 条 （登録年度）

4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までを登録年度という。

第 27 条 （登録回数）

登録回数は 1 登録年度を 1 回とし、当該学生が属する学部学科等の最低修業年限を限度とする。

第 28 条 （審 査）

登録申請をした競技者の資格および要件の審査は、支部においてこれを行う。

第 29 条 （競技者登録）

支部は毎年 4 月末日現在における管轄地域の競技者名簿を作成し、これを 5 月末日までに本委員会に送付しなければならない。

第 30 条 （追加登録）

6 月 1 日以降、加盟校より追加登録の申請があった競技者については支部においてその事由を審査した後、競技者名簿に記載して遅滞なく本委員会に送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該地区の地区大会の 2 週間前より日本学生選手権大会が終了する日までの間は、追加登録の受理を停止するものとする。

第 31 条 （加盟校および支部の通知義務）

加盟校は、所属登録競技者に次に該当する事由が発生したとき、遅滞なくその旨を支部に通知しなければならない。

- ① 当該加盟校の学籍を喪失したとき、または、学籍の移動があったとき。
- ② 連盟競技者資格規定に違反する疑いのある行為があったとき。
- ③ その他学生競技者としての資格に疑義が生じたとき。

第 32 条 （資格剥奪・登録の取消、停止）

第 25 条および第 31 条に違反した加盟校については、本委員会ならびに連盟資格審査委員会の議を経て、処分を決定する。

第 6 章 日本学生選手権大会

第 1 節 通 則

第 33 条 （日本学生選手権）

本委員会は毎年、日本学生選手権大会（以下、この章では「大会」という）を開催し加盟校の中より競泳、飛込、水球、ＡＳの各競技種目別に選手権校を決定する。

第 34 条 （開催の時期および場所）

大会は、原則として毎年９月に開催するものとする。ただし、止むを得ない場合においては、委員現在数の三分の二以上の同意を得て、開催時期を変更することができる。

２ 大会の開催日および開催地は、前々年度の定例委員会において決定する。

第 35 条 （競技規則）

競技に関する事項で、本規約に定めのないものについては連盟競技規則による。

第 36 条 （出場資格）

競泳競技に団体として出場資格を有する学校は、男女とも次の通りとする。ただし、団体出場資格があっても第 39 条に定める標準記録を突破した者以外は、大会に出場する資格を有しない。

① 前年度大会における上位 8 校。

② 当該年度地区大会の成績順に各支部加盟校 10 校につき 1 校（端数は切り上げる）の割りで選出された学校。ただし、前号の学校は選出校数に算入しない。

③ 前号以外に第 39 条に定められた標準記録を突破した者は、大会に個人として出場する資格を有する。

２ 飛込競技、水球競技、ＡＳ競技の出場資格については、第 39 条の定める規定による。

第 37 条 （出場禁止）

加盟校は本委員会への登録の有無にかかわらず、次に掲げる競技者を大会に出場させることはできない。

① 毎年４月あるいは９月の正常な入学期以外に中途入学した者。

② 他の加盟校から転学して満１年を経過しない者。ただし、本委員会に届け出て承認を得た者については、この限りではない。

③ 修業年限が４年を超える学部学科に属する学生の登録回数が４回を超える登録者。

２ 前号の規定に違反した加盟校に対する処分については、本規約第 32 条の規定を準用する。

第 38 条 （リレー出場の義務）

競泳競技に団体として大会への出場資格を得た学校は、止むを得ない場合を除き大会においてリレー１種目に出場する義務を負う。

第 39 条 （そ の 他）

競技種目・競技方法・申込制限・得点・選手権校順位決定・その他については、連盟評議員会で承認された大会要項によるものとする。

第 ７ 章 全国国公立大学選手権大会

第 40 条 （全国国公立大学選手権大会）

本委員会は毎年、全国国公立大学選手権大会（以下、この章では「大会」という）を開催し、加盟校の中より選手権校を決定する。

第 41 条 （開催の時期および場所）

大会は、原則として毎年８月に開催するものとする。ただし、止むを得ない場合においては、委員現在数の三分の二以上の同意を得て、開催時期を変更することができる。

２ 大会の開催日および開催地は、前々年度の定例委員会において決定する。

第 42 条 （競技規則）

競技に関する事項で、本規約に定めのないものについては連盟競技規則による。

第 43 条 （出場資格）

競泳競技に団体として出場資格を有する学校は、男女共次の通りとする。ただし、団体出場資格があっても第 39 条に定める標準記録を突破した者以外は、大会に出場する資格を有しない。

① 前年度大会における上位 3 校。

- ② 当該年度の各支部加盟校 5 校につき 1 校（端数は切り上げる）の割りで選出された学校。ただし、前号の学校は選出校数に算入しない。
- ③ 前号以外に第 46 条に定められた標準記録を突破した者は、大会に個人として出場する資格を有する。

第 44 条 （出場禁止）

加盟校は本委員会への登録の有無にかかわらず、次に掲げる競技者を大会に出場させることはできない。

- ① 毎年正規の入学期以外に中途入学した者。
- ② 他の加盟校から転学して満 1 年を経過しない者。ただし、本委員会に届け出て承認を得た者については、この限りではない。

2 前号の規定に違反した加盟校に対する処分については、本規約第 32 条の規定を準用する。

第 45 条 （リレー出場の義務）

本規約第 36 条第 1 項により大会への出場資格を得た学校は、止むを得ない場合を除き大会においてリレー 1 種目以上に出場する義務を負う。

第 46 条 （その他）

競技種目・競技方法・申込制限・得点・選手権校順位決定・その他については、連盟評議員会で承認された大会要項によるものとする。

第 8 章 地 区 大 会

第 47 条 （開催期日）

支部は地区大会を毎年、原則として「日本学生選手権大会」、「全国公立大会」の少なくとも 2 週間前までに開催しなければならない。

第 48 条 （準 用）

本規約の各条項は各地区大会に準用する。

第 49 条 （支部規約）

地区大会に関する事項で、本規約に定めのないものは支部規約、大会要項および委員会が決定する。

第 9 章 学 校 種 別 大 会

第 50 条 （地区予選）

その他の大会の競技会は支部がこれを主管する。

第 51 条 （準 用）

本規約の各条項は、その他の大会にこれを準用する。ただし、その他の大会に関する事項で、本規約に定めのないものは、それぞれの大会規約、大会要項および委員会が決定する。

第 10 章 雑 則

第 52 条 （規約の変更）

本規約は、委員会の三分の二以上の同意を得なければ変更することができない。
（削除）

第 53 条 （施 行）

- 1 本規約は、2000 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は、2011 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は、2012 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は、2017 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は、2019 年 6 月 22 日より施行する。